

## 食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価について

平成17年

11月7日(月) 第12回企画専門調査会

「メキシコ、チリ、中国産牛肉等に係る食品健康影響評価」  
を自ら評価の案件候補として委員会へ報告することを決定

### 自ら評価の取扱いについての検討

平成18年

6月15日(木) 食品安全委員会における調査審議(1回目)  
・ 自ら評価の取扱いについて審議

6月22日(木) プリオン専門調査会における調査審議  
・ 自ら評価の取扱いについて、専門委員の意見を聴取

6月29日(木) 食品安全委員会における調査審議(2回目)  
・ 直ちに評価を開始するのではなく、準備段階の議論を開始していくことを決定

### 評価に係る共通の調査項目等の整理

8月10日(木) 以降

・ プリオン専門調査会において、米国、カナダ以外の牛肉輸入国について、情報収集による現状把握、輸入牛肉のリスク評価の進め方や評価に必要な項目の検討などを開始

(参考)

食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項（抜粋）  
(平成16年1月16日閣議決定)

#### 第1 食品健康影響評価の実施（法第11条関係）

##### 3 食品健康影響評価の円滑な実施を図るための手順及び手法等

###### (1) 食品健康影響評価の開始前

① (略)

② 委員会自ら食品健康影響評価を行う場合

委員会は、自ら食品健康影響評価を行う場合には、当該評価事項の決定に当たり、関係者相互間における情報及び意見の交換を行うよう努める。

③ (略)

食品安全委員会(第147回)における「自ら評価(メキシコ、チリ、中国産牛肉等に係る食品健康影響評価)」に関する議論の概要について

(2006年6月15日(木))

委員からの主な意見は以下のとおり。

- 先進国である米国やカナダでさえ情報収集に苦労したが、今回は情報は集まるのか。そのため、すぐに評価を始めるのではなく、まずはEFSAやOIEも参考に、評価に係る共通の審議事項を整理していくべきではないか。
- 評価に係る共通の審議事項は、どの国についても使えるようなものにすべきではないか。また、この3か国にこだわらず、リスクの高そうな国、輸入量の多い国、データが揃った国などから優先的に行ってはどうか。
- メキシコ、チリ、中国の3か国にこだわらず、それ以外の国も含め、自ら評価の取扱いをどのようにするのか議論する必要がある。
- 仮に、評価をしたらBSEのリスクがあるという結果になった場合、リスク管理機関はどのように考えるのかについて、意見を聞いておくべきではないか。また、それまでリスクがあったものを輸入していたのかと消費者に不安を抱かせる可能性があり、作業は慎重に進めるべきではないか。
- リスクがあるのかないのかわからないのも不安である。評価できるかどうかはわからないが、やってみることが大切なのではないか。
- 自ら評価をやるに当たってはたくさんの情報を集めなければならないが、食品安全委員会だけでは困難なので、評価結果を管理措置に利用できるという点からも、リスク管理機関に情報収集の協力をして欲しい。
- 本件について、本日の会合では、その取扱いについての結論を出すことはせず、プリオン専門調査会にも意見を伺ったうえで、この委員会の場で、改めて議論することとしたい。

プリオン専門調査会(第36回)における「自ら評価(メキシコ、チリ、中国産牛肉等に係る食品健康影響評価)」に関する議論の概要について  
(2006年6月22日(木))

専門委員からの主な意見は以下のとおり。

- 米国・カナダ産牛肉等のリスク評価をした経験から、データを十分に持っていないと思われる国も多く、情報収集がかなり困難なのではないか。
- 現在の情報量では、結論まで行けないのではないかと思う。OIEの評価の確認だけになってしまふのではないか。
- BSEは人の健康に関わる問題であり、EFSAによる評価でGBRⅢという結果が出ていることを無視してよいのかという点はある。食品安全委員会として取り組む姿勢があつて然るべきと考える。
- BSEの発生はイギリスから世界に広がった状況を考えると、特定の国の評価だけでは不十分ではないか。
- 本件については、①問題の有無、②情報収集の可能性、③評価した結果がどのように管理措置に反映されるか、といったことが重要で、その辺りを踏まえ、評価のスタンスを十分議論して、評価をやるかやらないか、できるかできないか判断してはどうか。
- 自ら評価をしても結果が管理措置に活かされなければ意味がないので、例えば、自ら評価の結果、評価困難とされた場合、どのような管理措置が採られるのかについてリスク管理機関から聞くなど、自ら評価とリスク管理機関との関係を整理しておく必要がある。
- まずは情報収集による現状把握や分析手法（米国・カナダ産牛肉等に係るリスクを評価した項目をベースに、OIEやEFSAも参考に、追加で必要な項目があるのか）等についてプリオン専門調査会で1～2回議論し、必要があれば専門家の意見を聞く勉強会を開催するなどして議論を深めた上で、自ら評価を行うかについて判断すべきではないか。

食品安全委員会(第149回)における「自ら評価(メキシコ、チリ、中国産牛肉等に係る食品健康影響評価)」に関する議論の概要について  
(2006年6月29日(木))

プリオン専門調査会における意見の概要について事務局が説明した後、農林水産省の釘田 動物衛生課長から、リスク管理機関の協力について、以下の通り説明。

各国で採られているBSEに係るリスク管理措置に関する情報について  
は、公開されているものは食品安全委員会で入手してもらい、リスク管理機  
関でなければ入手できないようなものについては協力したい。

これらの説明に基づき、以下の通り質疑応答が行われた。

- メキシコ、チリ、中国等の自ら評価の候補からも牛肉が輸入されている。これらの国ではBSEは発生していないが、どのような取り決めに基づいて輸入されているのか。  
→ BSEは侵入から発生まで長期間かかる病気であり、万一発生したときに備え、家畜伝染病予防法に基づき、SRMを含まないという家畜衛生条件を取り交わしている。条件は国によって多少異なるものの、メキシコ、チリ、中国のいずれとも、SRMを含まないという条件は含まれている。
- 1番大きい条件はSRMを含まないということか。  
→ 付け加えると、その国に発生がないこと、BSE発生国で出生・飼養されていない牛由来の牛肉等であることの証明を求めている。
- アメリカもカナダも発生がなかったために輸入を続けていたらBSEが発生し、様々な対応を取ることになった。条件を守って輸入するという今までのやり方を続け、BSEの発生が見つかったときに対応すれば十分だと考えているか。  
→ 万一BSEが発生したときの混乱を避けるため、最低限のリスク回避措置を確保している。現実にBSEが発生したとき、相手国にどのような措置を求めていくかについては、リスク管理機関だけでなく、食品安全委員会にも相談しながら決めていくことになるものと思う。
- 農水省や厚労省でなければ取れない情報は協力することであるが、それは具体的にはどんな情報なのか。また、食品安全委員会やプリオン専門調査会で、情報が十分取れないのではと心配する意見に対し、どう考えるのか。

→ 国によって BSE に係るリスク管理措置の内容とその開示度は異なっている。しかし、EUは、アフリカや中南米等のEUと関係の深い途上国については、GBR評価ができている。入手できる情報の精度にはばらつきがあるものの、一定の方式に当てはめてリスク評価するということもできるのではないか。また、OIEの考え方を踏まえると、「不明のリスク」という評価結果もあり得るのではないか。ただし、OIEは、不明のリスクでも、一定のリスク軽減措置を採れば貿易できることになっている。今後、どうやって評価していくのかの手法について食品安全委員会で議論していただき、リスク評価結果の示し方が明らかになれば、それに対応したリスク管理措置の考え方も決まっていくのではないか。

(追加のコメント)

→ 自ら評価が行われる場合にも、食品安全委員会において質問票が整理され、対象国に出して回答を求めることがあると思うが、質問票を出せば相手国政府も誠実に答えてくれると思う。それでも情報を入手できないような問題が生じた際には、今後の協力については個別に相談しながら、リスク管理機関としても対応したい。

本日の議論を受け、寺尾 委員長代理から、以下の通り取りまとめの発言があった。

自ら評価の取扱いについては、直ちに評価を開始するのではなく、まずはプリオン専門調査会において、米国、カナダ以外で我が国が牛肉を輸入している国について、情報収集により現状を把握するとともに、輸入牛肉のリスク評価の進め方や評価に必要な項目について、議論を進めていただくことにする。